

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	半期報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2023年5月2日
<b>【計算期間】</b>	ブラックロックLifePathファンド2055 第7期中(自 2022年8月3日 至 2023年2月2日)  ブラックロックLifePathファンド2030 ブラックロックLifePathファンド2035 ブラックロックLifePathファンド2040 ブラックロックLifePathファンド2045 ブラックロックLifePathファンド2050 第6期中(自 2022年8月3日 至 2023年2月2日)  ブラックロックLifePathファンド2025 ブラックロックLifePathファンド2060 ブラックロックLifePathファンド2065 第4期中(自 2022年8月3日 至 2023年2月2日)
<b>【ファンド名】</b>	ブラックロックLifePathファンド2025 ブラックロックLifePathファンド2030 ブラックロックLifePathファンド2035 ブラックロックLifePathファンド2040 ブラックロックLifePathファンド2045 ブラックロックLifePathファンド2050 ブラックロックLifePathファンド2055 ブラックロックLifePathファンド2060 ブラックロックLifePathファンド2065
<b>【発行者名】</b>	ブラックロック・ジャパン株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 有田 浩之
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	坂井 瑛美
<b>【連絡場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
<b>【電話番号】</b>	03-6703-7940
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

(注)本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 1【ファンドの運用状況】

以下の運用状況は2023年1月末現在のものです。

「ブラックロックLifePathファンド2025」

## (1)【投資状況】

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,851,350,731	99.38
内 日本	2,851,350,731	99.38
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	17,826,931	0.62
純資産総額	2,869,177,662	100.00

## (2)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2023年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月3日)	2,859,147,781	(同左)	0.9937	(同左)
第2期(2021年8月2日)	2,677,243,554	(同左)	1.0651	(同左)
第3期(2022年8月2日)	2,949,045,748	(同左)	1.0565	(同左)
2022年1月末現在	2,606,181,418	-	1.0575	-
2022年2月末現在	2,582,323,730	-	1.0489	-
2022年3月末現在	2,655,250,004	-	1.0673	-
2022年4月末現在	2,753,274,969	-	1.0560	-
2022年5月末現在	2,783,369,863	-	1.0561	-
2022年6月末現在	2,901,610,883	-	1.0453	-
2022年7月末現在	2,958,858,188	-	1.0606	-
2022年8月末現在	2,964,591,440	-	1.0595	-
2022年9月末現在	3,040,113,522	-	1.0369	-
2022年10月末現在	3,011,820,491	-	1.0559	-
2022年11月末現在	2,988,401,747	-	1.0483	-
2022年12月末現在	2,898,375,606	-	1.0191	-
2023年1月末現在	2,869,177,662	-	1.0273	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-

第2期	-
第3期	-
2022年8月3日～ 2023年2月2日	-

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	0.6
第2期	7.2
第3期	0.8
2022年8月3日～ 2023年2月2日	2.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た額です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2030」

## (1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	6,200,644,556	98.97
内 日本	6,200,644,556	98.97
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	64,390,190	1.03
純資産総額	6,265,034,746	100.00

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2023年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	13,793,715	(同左)	1.0168	(同左)
第2期(2019年8月2日)	13,858,197	(同左)	1.0244	(同左)
第3期(2020年8月3日)	3,594,417,445	(同左)	1.0193	(同左)
第4期(2021年8月2日)	4,052,344,724	(同左)	1.1116	(同左)
第5期(2022年8月2日)	6,226,741,774	(同左)	1.1098	(同左)
2022年1月末現在	5,411,425,162	-	1.1064	-
2022年2月末現在	5,346,897,627	-	1.0970	-
2022年3月末現在	5,597,966,242	-	1.1216	-
2022年4月末現在	5,677,023,678	-	1.1085	-
2022年5月末現在	5,782,859,329	-	1.1088	-
2022年6月末現在	6,093,951,859	-	1.0974	-
2022年7月末現在	6,254,531,320	-	1.1151	-

2022年8月末現在	6,247,051,836	-	1.1146	-
2022年9月末現在	6,335,413,231	-	1.0884	-
2022年10月末現在	6,405,966,626	-	1.1122	-
2022年11月末現在	6,345,431,929	-	1.1040	-
2022年12月末現在	6,176,640,850	-	1.0707	-
2023年1月末現在	6,265,034,746	-	1.0819	-

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
2022年8月3日～ 2023年2月2日	-

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	1.7
第2期	0.7
第3期	0.5
第4期	9.1
第5期	0.2
2022年8月3日～ 2023年2月2日	2.1

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2035」

## (1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	6,397,662,982	99.14
内 日本	6,397,662,982	99.14
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	55,367,766	0.86
純資産総額	6,453,030,748	100.00

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2023年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	2,201,321	(同左)	1.0497	(同左)

第2期(2019年8月2日)	17,088,463	(同左)	1.0546	(同左)
第3期(2020年8月3日)	3,856,685,256	(同左)	1.0464	(同左)
第4期(2021年8月2日)	4,408,558,969	(同左)	1.1623	(同左)
第5期(2022年8月2日)	6,355,658,346	(同左)	1.1654	(同左)
2022年1月末現在	5,489,154,740	-	1.1595	-
2022年2月末現在	5,441,832,093	-	1.1490	-
2022年3月末現在	5,669,614,297	-	1.1802	-
2022年4月末現在	5,783,853,380	-	1.1648	-
2022年5月末現在	5,858,746,769	-	1.1640	-
2022年6月末現在	6,221,639,288	-	1.1512	-
2022年7月末現在	6,395,664,535	-	1.1723	-
2022年8月末現在	6,383,753,427	-	1.1719	-
2022年9月末現在	6,380,643,558	-	1.1399	-
2022年10月末現在	6,492,937,695	-	1.1702	-
2022年11月末現在	6,480,698,417	-	1.1613	-
2022年12月末現在	6,310,517,978	-	1.1227	-
2023年1月末現在	6,453,030,748	-	1.1377	-

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
2022年8月3日～ 2023年2月2日	-

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	5.0
第2期	0.5
第3期	0.8
第4期	11.1
第5期	0.3
2022年8月3日～ 2023年2月2日	2.0

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2040」

## (1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	3,906,446,986	98.32
内 日本	3,906,446,986	98.32
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	66,554,548	1.68
純資産総額	3,973,001,534	100.00

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2023年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	1,732,412	(同左)	1.0290	(同左)



第2期(2019年8月2日)	33,113,410	(同左)	1.0277	(同左)
第3期(2020年8月3日)	2,006,453,744	(同左)	1.0144	(同左)
第4期(2021年8月2日)	2,488,567,472	(同左)	1.1541	(同左)
第5期(2022年8月2日)	3,783,201,940	(同左)	1.1675	(同左)
2022年1月末現在	3,058,283,019	-	1.1548	-
2022年2月末現在	3,046,810,669	-	1.1437	-
2022年3月末現在	3,217,408,686	-	1.1835	-
2022年4月末現在	3,304,515,961	-	1.1663	-
2022年5月末現在	3,403,057,243	-	1.1652	-
2022年6月末現在	3,670,378,120	-	1.1519	-
2022年7月末現在	3,810,983,254	-	1.1760	-
2022年8月末現在	3,831,363,382	-	1.1757	-
2022年9月末現在	3,827,118,436	-	1.1389	-
2022年10月末現在	3,914,853,244	-	1.1757	-
2022年11月末現在	3,955,952,913	-	1.1664	-
2022年12月末現在	3,871,183,595	-	1.1238	-
2023年1月末現在	3,973,001,534	-	1.1430	-

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
2022年8月3日～ 2023年2月2日	-

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	2.9
第2期	0.1
第3期	1.3
第4期	13.8
第5期	1.2
2022年8月3日～ 2023年2月2日	1.7

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2045」

## (1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,455,928,579	98.73
内 日本	2,455,928,579	98.73
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	31,507,992	1.27
純資産総額	2,487,436,571	100.00

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2023年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	2,709,629	(同左)	1.0675	(同左)

第2期(2019年8月2日)	18,260,138	(同左)	1.0611	(同左)
第3期(2020年8月3日)	1,121,918,975	(同左)	1.0434	(同左)
第4期(2021年8月2日)	1,487,751,611	(同左)	1.2180	(同左)
第5期(2022年8月2日)	2,341,758,042	(同左)	1.2403	(同左)
2022年1月末現在	1,811,982,471	-	1.2217	-
2022年2月末現在	1,809,173,524	-	1.2094	-
2022年3月末現在	1,935,913,738	-	1.2602	-
2022年4月末現在	1,985,222,941	-	1.2393	-
2022年5月末現在	2,056,498,333	-	1.2369	-
2022年6月末現在	2,289,853,103	-	1.2220	-
2022年7月末現在	2,359,481,472	-	1.2514	-
2022年8月末現在	2,381,524,365	-	1.2514	-
2022年9月末現在	2,367,931,708	-	1.2061	-
2022年10月末現在	2,459,715,994	-	1.2530	-
2022年11月末現在	2,481,464,847	-	1.2426	-
2022年12月末現在	2,413,087,830	-	1.1920	-
2023年1月末現在	2,487,436,571	-	1.2170	-

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
2022年8月3日～ 2023年2月2日	-

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	6.8
第2期	0.6
第3期	1.7
第4期	16.7
第5期	1.8
2022年8月3日～ 2023年2月2日	1.5

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2050」

## (1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,274,026,866	98.20
内 日本	1,274,026,866	98.20
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	23,345,423	1.80
純資産総額	1,297,372,289	100.00

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2023年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	3,088,442	(同左)	1.0409	(同左)

第2期(2019年8月2日)	7,890,917	(同左)	1.0285	(同左)
第3期(2020年8月3日)	307,801,675	(同左)	1.0016	(同左)
第4期(2021年8月2日)	489,455,176	(同左)	1.1901	(同左)
第5期(2022年8月2日)	1,163,564,078	(同左)	1.2194	(同左)
2022年1月末現在	743,647,542	-	1.1959	-
2022年2月末現在	753,987,742	-	1.1835	-
2022年3月末現在	831,532,547	-	1.2411	-
2022年4月末現在	882,426,827	-	1.2185	-
2022年5月末現在	936,089,345	-	1.2157	-
2022年6月末現在	1,122,552,816	-	1.2002	-
2022年7月末現在	1,174,575,666	-	1.2321	-
2022年8月末現在	1,193,442,874	-	1.2323	-
2022年9月末現在	1,198,725,402	-	1.1818	-
2022年10月末現在	1,241,255,271	-	1.2352	-
2022年11月末現在	1,265,883,858	-	1.2245	-
2022年12月末現在	1,241,547,820	-	1.1690	-
2023年1月末現在	1,297,372,289	-	1.1982	-

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
2022年8月3日～ 2023年2月2日	-

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	4.1
第2期	1.2
第3期	2.6
第4期	18.8
第5期	2.5
2022年8月3日～ 2023年2月2日	1.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2055」

## (1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,544,323,417	97.65
内 日本	1,544,323,417	97.65
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	37,164,720	2.35
純資産総額	1,581,488,137	100.00

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2023年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2017年8月2日)	1,044,050	(同左)	1.0441	(同左)

第2期(2018年8月2日)	2,905,457	(同左)	1.1154	(同左)
第3期(2019年8月2日)	25,152,700	(同左)	1.1030	(同左)
第4期(2020年8月3日)	386,561,726	(同左)	1.0757	(同左)
第5期(2021年8月2日)	672,238,817	(同左)	1.2883	(同左)
第6期(2022年8月2日)	1,443,409,008	(同左)	1.3248	(同左)
2022年1月末現在	982,546,702	-	1.2963	-
2022年2月末現在	980,154,962	-	1.2822	-
2022年3月末現在	1,099,945,176	-	1.3495	-
2022年4月末現在	1,154,184,412	-	1.3236	-
2022年5月末現在	1,231,940,316	-	1.3199	-
2022年6月末現在	1,383,877,392	-	1.3033	-
2022年7月末現在	1,455,191,256	-	1.3398	-
2022年8月末現在	1,468,640,916	-	1.3403	-
2022年9月末現在	1,499,834,798	-	1.2821	-
2022年10月末現在	1,513,890,718	-	1.3441	-
2022年11月末現在	1,548,265,620	-	1.3324	-
2022年12月末現在	1,509,291,819	-	1.2692	-
2023年1月末現在	1,581,488,137	-	1.3041	-

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
2022年8月3日～ 2023年2月2日	-

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	4.4
第2期	6.8
第3期	1.1
第4期	2.5
第5期	19.8
第6期	2.8
2022年8月3日～ 2023年2月2日	1.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。



## 「ブラックロックLifePathファンド2060」

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	263,139,538	98.37
内 日本	263,139,538	98.37
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,349,166	1.63
純資産総額	267,488,704	100.00

## ( 2 ) 運用実績

## 純資産の推移

2023年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月3日)	6,537,886	(同左)	0.8987	(同左)
第2期(2021年8月2日)	30,279,379	(同左)	1.0759	(同左)
第3期(2022年8月2日)	207,258,543	(同左)	1.1079	(同左)
2022年1月末現在	112,675,107	-	1.0824	-
2022年2月末現在	112,294,911	-	1.0710	-
2022年3月末現在	124,177,352	-	1.1290	-
2022年4月末現在	132,185,600	-	1.1072	-
2022年5月末現在	136,802,263	-	1.1040	-
2022年6月末現在	191,240,402	-	1.0899	-
2022年7月末現在	209,893,910	-	1.1206	-
2022年8月末現在	221,369,266	-	1.1210	-
2022年9月末現在	220,187,673	-	1.0720	-
2022年10月末現在	247,542,320	-	1.1243	-
2022年11月末現在	253,749,197	-	1.1144	-
2022年12月末現在	253,536,460	-	1.0611	-
2023年1月末現在	267,488,704	-	1.0904	-

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-

第3期	-
2022年8月3日～ 2023年2月2日	-

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	10.1
第2期	19.7
第3期	3.0
2022年8月3日～ 2023年2月2日	1.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た額です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

「ブラックロックLifePathファンド2065」

## (1) 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	659,364,555	99.05
内 日本	659,364,555	99.05
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	6,332,531	0.95
純資産総額	665,697,086	100.00

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

2023年1月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2020年8月3日)	23,403,099	(同左)	0.8950	(同左)
第2期(2021年8月2日)	115,354,837	(同左)	1.0723	(同左)
第3期(2022年8月2日)	588,758,159	(同左)	1.1044	(同左)
2022年1月末現在	308,273,869	-	1.0796	-
2022年2月末現在	312,436,966	-	1.0678	-
2022年3月末現在	353,594,835	-	1.1246	-
2022年4月末現在	366,287,467	-	1.1032	-
2022年5月末現在	410,128,678	-	1.1003	-
2022年6月末現在	572,105,322	-	1.0860	-
2022年7月末現在	595,020,461	-	1.1170	-
2022年8月末現在	616,358,258	-	1.1175	-
2022年9月末現在	609,445,485	-	1.0685	-

2022年10月末現在	644,578,895	-	1.1204	-
2022年11月末現在	654,146,504	-	1.1104	-
2022年12月末現在	638,974,416	-	1.0575	-
2023年1月末現在	665,697,086	-	1.0867	-

## 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	-
第2期	-
第3期	-
2022年8月3日～ 2023年2月2日	-

## 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	10.5
第2期	19.8
第3期	3.0
2022年8月3日～ 2023年2月2日	1.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た額です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

## 2【設定及び解約の実績】

## 「ブラックロックLifePathファンド2025」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	3,257,845,349	380,628,257	2,877,217,092
第2期	211,258,561	574,821,117	2,513,654,536
第3期	623,383,129	345,829,265	2,791,208,400
2022年8月3日～ 2023年2月2日	276,769,774	290,904,235	2,777,073,939

## 「ブラックロックLifePathファンド2030」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	14,675,524	1,109,376	13,566,148
第2期	14,898,562	14,936,272	13,528,438
第3期	3,857,981,178	345,007,760	3,526,501,856
第4期	677,822,411	558,736,169	3,645,588,098
第5期	2,503,573,218	538,642,818	5,610,518,498
2022年8月3日～ 2023年2月2日	573,824,856	400,050,551	5,784,292,803

## 「ブラックロックLifePathファンド2035」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,365,501	268,405	2,097,096
第2期	15,364,888	1,257,714	16,204,270
第3期	3,929,902,522	260,492,170	3,685,614,622
第4期	481,921,526	374,413,205	3,793,122,943

第5期	1,968,928,050	308,592,656	5,453,458,337
2022年8月3日~ 2023年2月2日	479,781,565	257,190,195	5,676,049,707

## 「ブラックロックLifePathファンド2040」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,683,579	-	1,683,579
第2期	35,375,919	4,838,338	32,221,160
第3期	2,062,516,308	116,862,219	1,977,875,249
第4期	380,533,761	202,073,553	2,156,335,457
第5期	1,267,764,772	183,700,937	3,240,399,292
2022年8月3日～ 2023年2月2日	407,866,255	170,035,656	3,478,229,891

## 「ブラックロックLifePathファンド2045」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,803,345	265,153	2,538,192
第2期	15,851,395	1,180,650	17,208,937
第3期	1,104,736,239	46,662,052	1,075,283,124
第4期	265,027,873	118,813,366	1,221,497,631
第5期	795,950,998	129,352,300	1,888,096,329
2022年8月3日～ 2023年2月2日	264,627,556	108,111,413	2,044,612,472

## 「ブラックロックLifePathファンド2050」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,967,202	-	2,967,202
第2期	6,766,275	2,061,213	7,672,264
第3期	345,482,022	45,830,136	307,324,150
第4期	175,436,661	71,477,600	411,283,211
第5期	621,338,502	78,415,138	954,206,575
2022年8月3日～ 2023年2月2日	221,937,383	94,146,080	1,081,997,878

## 「ブラックロックLifePathファンド2055」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,000,000	-	1,000,000
第2期	6,859,967	5,255,174	2,604,793
第3期	27,932,985	7,734,893	22,802,885
第4期	381,193,865	44,636,140	359,360,610
第5期	302,361,226	139,905,731	521,816,105
第6期	733,715,877	166,033,035	1,089,498,947
2022年8月3日～ 2023年2月2日	277,758,935	154,756,996	1,212,500,886

## 「ブラックロックLifePathファンド2060」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	8,798,364	1,523,918	7,274,446
第2期	45,104,407	24,236,070	28,142,783
第3期	214,861,957	55,936,248	187,068,492
2022年8月3日～ 2023年2月2日	92,132,663	34,943,892	244,257,263

## 「ブラックロックLifePathファンド2065」

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	44,298,027	18,148,916	26,149,111
第2期	142,883,156	61,457,483	107,574,784
第3期	575,790,265	150,249,778	533,115,271
2022年8月3日～ 2023年2月2日	160,651,064	82,280,435	611,485,900



(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

## 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	35,300,251,390	84.80
内 日本	35,300,251,390	84.80
地方債証券	2,061,429,780	4.95
内 日本	2,061,429,780	4.95
特殊債券	1,955,225,168	4.70
内 日本	1,955,225,168	4.70
社債券	2,280,771,700	5.48
内 日本	2,280,771,700	5.48
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	31,500,422	0.08
純資産総額	41,629,178,460	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」  
投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	48,426,215,792	98.83
内 アメリカ	24,180,557,959	49.35
内 フランス	4,160,837,378	8.49
内 イタリア	3,667,059,929	7.48
内 ドイツ	3,196,061,909	6.52
内 スペイン	2,467,269,740	5.04
内 イギリス	2,402,872,808	4.90
内 中国	1,942,736,440	3.96
内 カナダ	1,017,493,416	2.08
内 ベルギー	909,024,257	1.86
内 オーストラリア	808,119,738	1.65
内 オランダ	779,396,130	1.59
内 オーストリア	575,790,736	1.18
内 メキシコ	406,872,740	0.83
内 アイルランド	306,348,718	0.63
内 マレーシア	277,269,447	0.57
内 フィンランド	253,839,619	0.52
内 シンガポール	225,157,444	0.46
内 ポーランド	220,701,121	0.45
内 イスラエル	163,726,192	0.33
内 デンマーク	159,799,811	0.33
内 ニュージーランド	109,910,708	0.22
内 ノルウェー	98,198,002	0.20
内 スウェーデン	97,171,550	0.20
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	570,996,033	1.17
純資産総額	48,997,211,825	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## 「国内株式インデックス・マザーファンド」

## 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	15,435,072,520	92.80
内 日本	15,435,072,520	92.80
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,197,722,099	7.20
純資産総額	16,632,794,619	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## 「先進国株式インデックス・マザーファンド」

## 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	28,266,526,399	99.70
内 アメリカ	22,056,978,925	77.80
内 ドイツ	3,666,823,480	12.93
内 アイルランド	1,602,263,086	5.65
内 カナダ	940,460,908	3.32
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	84,605,314	0.30
純資産総額	28,351,131,713	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリー・ファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザー・ファンドにおいて行っております。

## 「新興国株式インデックス・マザーファンド」

## 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	2,201,364,969	99.80
内 アメリカ	2,201,364,969	99.80
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,388,898	0.20
純資産総額	2,205,753,867	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## 「国内リート・インデックス・マザーファンド」

## 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資証券	3,294,144,750	97.15
内 日本	3,294,144,750	97.15
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	96,724,860	2.85
純資産総額	3,390,869,610	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」  
投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
株式	10,280,301	0.42
内 アメリカ	5,553,430	0.23
内 イギリス	2,075,143	0.08
内 オランダ	1,924,383	0.08
内 カナダ	377,591	0.02
内 オーストラリア	349,754	0.01
投資信託受益証券	467,336	0.02
内 韓国	467,336	0.02
投資証券	2,386,327,448	97.63
内 アメリカ	1,826,954,939	74.75
内 オーストラリア	165,799,789	6.78
内 イギリス	112,908,780	4.62
内 シンガポール	92,866,078	3.80
内 カナダ	45,303,628	1.85
内 フランス	44,889,457	1.84
内 香港	34,715,249	1.42
内 ベルギー	25,805,669	1.06
内 スペイン	10,126,453	0.41
内 ニュージーランド	9,452,366	0.39
内 韓国	5,191,173	0.21
内 ガーンジー	4,139,958	0.17
内 イスラエル	3,146,155	0.13
内 オランダ	2,685,321	0.11
内 ドイツ	1,137,213	0.05
内 アイルランド	947,822	0.04
内 イタリア	257,398	0.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	47,121,675	1.93
純資産総額	2,444,196,760	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

### 3【ファンドの経理状況】

「ブラックロックLifePathファンド2025」

「ブラックロックLifePathファンド2030」

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2022年8月3日から2023年2月2日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

「ブラックロックLifePathファンド2035」

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2022年8月3日から2023年2月2日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

「ブラックロックLifePathファンド2040」  
「ブラックロックLifePathファンド2045」  
「ブラックロックLifePathファンド2050」  
「ブラックロックLifePathファンド2055」  
「ブラックロックLifePathファンド2060」  
「ブラックロックLifePathファンド2065」

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2022年8月3日から2023年2月2日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表及び注記表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

## 【中間財務諸表】

## 【ブラックロックLifePathファンド2025】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	31,874,555	23,877,220
親投資信託受益証券	2,923,030,173	2,862,972,234
流動資産合計	2,954,904,728	2,886,849,454
資産合計	2,954,904,728	2,886,849,454
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	641,462	16,568,366
未払受託者報酬	372,034	411,118
未払委託者報酬	4,341,599	4,933,804
その他未払費用	503,885	489,585
流動負債合計	5,858,980	22,402,873
負債合計	5,858,980	22,402,873
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,791,208,400	2,777,073,939
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	157,837,348	87,372,642
(分配準備積立金)	100,573,624	90,800,428
元本等合計	2,949,045,748	2,864,446,581
純資産合計	2,949,045,748	2,864,446,581
負債純資産合計	2,954,904,728	2,886,849,454



## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)	当中間計算期間 (自 2022年8月3日 至 2023年2月2日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	4,152,827	67,477,090
<b>営業収益合計</b>	<b>4,152,827</b>	<b>67,477,090</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	366,653	411,118
委託者報酬	4,304,316	4,933,804
その他費用	944,624	501,809
<b>営業費用合計</b>	<b>5,615,593</b>	<b>5,846,731</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>9,768,420</b>	<b>73,323,821</b>
経常利益又は経常損失( )	9,768,420	73,323,821
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>9,768,420</b>	<b>73,323,821</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	1,070,186	5,017,028
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>163,589,018</b>	<b>157,837,348</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,369,299	14,269,040
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,369,299	14,269,040
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,048,686	16,426,953
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,048,686	16,426,953
分配金	-	-
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>150,071,025</b>	<b>87,372,642</b>

## ( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2022年 8 月 2 日現在)	当中間計算期間末 (2023年 2 月 2 日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	2,791,208,400口	2,777,073,939口
2 1口当たり純資産額	1.0565円	1.0315円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

## (その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
期首元本額	2,513,654,536円	2,791,208,400円
期中追加設定元本額	623,383,129円	276,769,774円
期中一部解約元本額	345,829,265円	290,904,235円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 【ブラックロックLifePathファンド2030】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	82,455,457	77,936,776
親投資信託受益証券	6,160,788,743	6,225,457,261
流動資産合計	6,243,244,200	6,303,394,037
資産合計	6,243,244,200	6,303,394,037
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	6,110,465	8,755,369
未払受託者報酬	775,207	873,181
未払委託者報酬	9,046,869	10,478,665
その他未払費用	569,885	581,985
流動負債合計	16,502,426	20,689,200
負債合計	16,502,426	20,689,200
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,610,518,498	5,784,292,803
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	616,223,276	498,412,034
(分配準備積立金)	198,361,433	184,984,863
元本等合計	6,226,741,774	6,282,704,837
純資産合計	6,226,741,774	6,282,704,837
負債純資産合計	6,243,244,200	6,303,394,037

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)	当中間計算期間 (自 2022年8月3日 至 2023年2月2日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	23,034,245	124,974,159
<b>営業収益合計</b>	<b>23,034,245</b>	<b>124,974,159</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	602,330	873,181
委託者報酬	6,987,623	10,478,665
その他費用	702,522	614,715
<b>営業費用合計</b>	<b>8,292,475</b>	<b>11,966,561</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>31,326,720</b>	<b>136,940,720</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>31,326,720</b>	<b>136,940,720</b>
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>31,326,720</b>	<b>136,940,720</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	1,905,905	3,770,580
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>406,756,626</b>	<b>616,223,276</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>201,566,735</b>	<b>59,296,354</b>
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	201,566,735	59,296,354
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>32,142,792</b>	<b>43,937,456</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,142,792	43,937,456
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>542,947,944</b>	<b>498,412,034</b>

## ( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2022年 8 月 2 日現在)	当中間計算期間末 (2023年 2 月 2 日現在)
1 当中間計算期間の末日 における受益権総数	5,610,518,498口	5,784,292,803口
2 1口当たり純資産額	1.1098円	1.0862円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

## (その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
期首元本額	3,645,588,098円	5,610,518,498円
期中追加設定元本額	2,503,573,218円	573,824,856円
期中一部解約元本額	538,642,818円	400,050,551円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 【ブラックロックLifePathファンド2035】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	39,863,379	79,240,852
親投資信託受益証券	6,334,094,349	6,422,598,416
流動資産合計	6,373,957,728	6,501,839,268
資産合計	6,373,957,728	6,501,839,268
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	7,410,106	7,023,735
未払受託者報酬	788,248	890,243
未払委託者報酬	9,514,643	11,039,711
その他未払費用	586,385	585,285
流動負債合計	18,299,382	19,538,974
負債合計	18,299,382	19,538,974
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,453,458,337	5,676,049,707
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	902,200,009	806,250,587
(分配準備積立金)	260,772,600	248,951,053
元本等合計	6,355,658,346	6,482,300,294
純資産合計	6,355,658,346	6,482,300,294
負債純資産合計	6,373,957,728	6,501,839,268



## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2021年 8 月 3 日 至 2022年 2 月 2 日)	当中間計算期間 (自 2022年 8 月 3 日 至 2023年 2 月 2 日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	4,729,543	117,776,223
<b>営業収益合計</b>	<b>4,729,543</b>	<b>117,776,223</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	650,997	890,243
委託者報酬	7,812,483	11,039,711
その他費用	807,486	612,016
<b>営業費用合計</b>	<b>9,270,966</b>	<b>12,541,970</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>14,000,509</b>	<b>130,318,193</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>14,000,509</b>	<b>130,318,193</b>
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>14,000,509</b>	<b>130,318,193</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	906,160	1,895,924
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>615,436,026</b>	<b>902,200,009</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>202,847,204</b>	<b>75,031,417</b>
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	202,847,204	75,031,417
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>22,900,832</b>	<b>42,558,570</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,900,832	42,558,570
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>780,475,729</b>	<b>806,250,587</b>

## ( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	5,453,458,337口	5,676,049,707口
2 1口当たり純資産額	1.1654円	1.1420円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

## (その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
期首元本額	3,793,122,943円	5,453,458,337円
期中追加設定元本額	1,968,928,050円	479,781,565円
期中一部解約元本額	308,592,656円	257,190,195円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 【ブラックロックLifePathファンド2040】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	30,125,542	31,544,778
親投資信託受益証券	3,765,219,261	3,970,656,239
流動資産合計	3,795,344,803	4,002,201,017
資産合計	3,795,344,803	4,002,201,017
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	5,718,355	3,856,472
未払受託者報酬	452,627	538,232
未払委託者報酬	5,464,696	6,638,578
その他未払費用	507,185	511,585
流動負債合計	12,142,863	11,544,867
負債合計	12,142,863	11,544,867
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,240,399,292	3,478,229,891
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	542,802,648	512,426,259
(分配準備積立金)	173,300,903	164,684,492
元本等合計	3,783,201,940	3,990,656,150
純資産合計	3,783,201,940	3,990,656,150
負債純資産合計	3,795,344,803	4,002,201,017

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)	当中間計算期間 (自 2022年8月3日 至 2023年2月2日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	9,572,293	61,472,960
<b>営業収益合計</b>	<b>9,572,293</b>	<b>61,472,960</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	371,913	538,232
委託者報酬	4,463,377	6,638,578
その他費用	626,500	530,616
<b>営業費用合計</b>	<b>5,461,790</b>	<b>7,707,426</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>4,110,503</b>	<b>69,180,386</b>
経常利益又は経常損失( )	4,110,503	69,180,386
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>4,110,503</b>	<b>69,180,386</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	1,481,802	1,831,385
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>332,232,015</b>	<b>542,802,648</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	105,856,024	65,459,246
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	105,856,024	65,459,246
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,437,800	28,486,634
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,437,800	28,486,634
分配金	-	-
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>429,278,940</b>	<b>512,426,259</b>

## ( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2022年 8 月 2 日現在)	当中間計算期間末 (2023年 2 月 2 日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	3,240,399,292口	3,478,229,891口
2 1口当たり純資産額	1.1675円	1.1473円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

## (その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
期首元本額	2,156,335,457円	3,240,399,292円
期中追加設定元本額	1,267,764,772円	407,866,255円
期中一部解約元本額	183,700,937円	170,035,656円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 【ブラックロックLifePathファンド2045】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	23,050,663	13,638,479
親投資信託受益証券	2,324,722,079	2,488,940,824
流動資産合計	2,347,772,742	2,502,579,303
資産合計	2,347,772,742	2,502,579,303
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,979,072	465,389
未払受託者報酬	272,961	335,725
未払委託者報酬	3,296,182	4,029,254
その他未払費用	466,485	471,985
流動負債合計	6,014,700	5,302,353
負債合計	6,014,700	5,302,353
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,888,096,329	2,044,612,472
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	453,661,713	452,664,478
(分配準備積立金)	129,416,710	122,445,072
元本等合計	2,341,758,042	2,497,276,950
純資産合計	2,341,758,042	2,497,276,950
負債純資産合計	2,347,772,742	2,502,579,303



## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)	当中間計算期間 (自 2022年8月3日 至 2023年2月2日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	11,810,696	33,123,164
<b>営業収益合計</b>	<b>11,810,696</b>	<b>33,123,164</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	224,853	335,725
委託者報酬	2,698,296	4,029,254
その他費用	669,717	483,332
<b>営業費用合計</b>	<b>3,592,866</b>	<b>4,848,311</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>8,217,830</b>	<b>37,971,475</b>
経常利益又は経常損失( )	8,217,830	37,971,475
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>8,217,830</b>	<b>37,971,475</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	895,705	1,018,907
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>266,253,980</b>	<b>453,661,713</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,549,052	61,946,708
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,549,052	61,946,708
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,925,041	25,991,375
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,925,041	25,991,375
分配金	-	-
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>342,200,116</b>	<b>452,664,478</b>

## ( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	1,888,096,329口	2,044,612,472口
2 1口当たり純資産額	1.2403円	1.2214円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

## (その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
期首元本額	1,221,497,631円	1,888,096,329円
期中追加設定元本額	795,950,998円	264,627,556円
期中一部解約元本額	129,352,300円	108,111,413円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 【ブラックロックLifePathファンド2050】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	12,713,011	13,039,016
親投資信託受益証券	1,155,108,097	1,292,595,662
流動資産合計	1,167,821,108	1,305,634,678
資産合計	1,167,821,108	1,305,634,678
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	2,237,884	2,111,228
未払受託者報酬	122,522	169,877
未払委託者報酬	1,470,839	2,039,015
その他未払費用	425,785	437,885
流動負債合計	4,257,030	4,758,005
負債合計	4,257,030	4,758,005
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	954,206,575	1,081,997,878
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	209,357,503	218,878,795
(分配準備積立金)	47,607,652	43,348,553
元本等合計	1,163,564,078	1,300,876,673
純資産合計	1,163,564,078	1,300,876,673
負債純資産合計	1,167,821,108	1,305,634,678

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)	当中間計算期間 (自 2022年8月3日 至 2023年2月2日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	3,770,382	15,300,377
<b>営業収益合計</b>	<b>3,770,382</b>	<b>15,300,377</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	84,156	169,877
委託者報酬	1,010,226	2,039,015
その他費用	340,574	444,237
<b>営業費用合計</b>	<b>1,434,956</b>	<b>2,653,129</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>2,335,426</b>	<b>17,953,506</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>2,335,426</b>	<b>17,953,506</b>
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>2,335,426</b>	<b>17,953,506</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	704,419	1,225,403
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>78,171,965</b>	<b>209,357,503</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>55,218,848</b>	<b>46,914,085</b>
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,218,848	46,914,085
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>6,348,624</b>	<b>20,664,690</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,348,624	20,664,690
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>128,673,196</b>	<b>218,878,795</b>

## ( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2022年 8 月 2 日現在)	当中間計算期間末 (2023年 2 月 2 日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	954,206,575口	1,081,997,878口
2 1口当たり純資産額	1.2194円	1.2023円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

## (その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
期首元本額	411,283,211円	954,206,575円
期中追加設定元本額	621,338,502円	221,937,383円
期中一部解約元本額	78,415,138円	94,146,080円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 【ブラックロックLifePathファンド2055】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	14,308,935	9,646,349
親投資信託受益証券	1,433,503,676	1,581,463,113
流動資産合計	1,447,812,611	1,591,109,462
資産合計	1,447,812,611	1,591,109,462
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,919,732	1,456,368
未払受託者報酬	158,352	207,914
未払委託者報酬	1,889,834	2,481,828
その他未払費用	435,685	444,485
流動負債合計	4,403,603	4,590,595
負債合計	4,403,603	4,590,595
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,089,498,947	1,212,500,886
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	353,910,061	374,017,981
(分配準備積立金)	62,012,423	54,086,572
元本等合計	1,443,409,008	1,586,518,867
純資産合計	1,443,409,008	1,586,518,867
負債純資産合計	1,447,812,611	1,591,109,462



## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)	当中間計算期間 (自 2022年8月3日 至 2023年2月2日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	7,712,647	16,112,678
その他収益	-	634
営業収益合計	7,712,647	16,112,044
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	114,396	207,914
委託者報酬	1,364,829	2,481,828
その他費用	463,969	452,885
営業費用合計	1,943,194	3,142,627
営業利益又は営業損失( )	5,769,453	19,254,671
経常利益又は経常損失( )	5,769,453	19,254,671
中間純利益又は中間純損失( )	5,769,453	19,254,671
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	1,842,366	2,091,024
期首剰余金又は期首欠損金( )	150,422,712	353,910,061
剰余金増加額又は欠損金減少額	105,079,673	87,513,951
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	105,079,673	87,513,951
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,880,699	50,242,384
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,880,699	50,242,384
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	233,548,773	374,017,981

## ( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	1,089,498,947口	1,212,500,886口
2 1口当たり純資産額	1.3248円	1.3085円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

## (その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
期首元本額	521,816,105円	1,089,498,947円
期中追加設定元本額	733,715,877円	277,758,935円
期中一部解約元本額	166,033,035円	154,756,996円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 【ブラックロックLifePathファンド2060】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	1,603,509	2,061,886
親投資信託受益証券	206,774,705	267,167,227
流動資産合計	208,378,214	269,229,113
資産合計	208,378,214	269,229,113
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	797,742	1,445,466
未払受託者報酬	19,034	33,129
未払委託者報酬	226,645	395,902
その他未払費用	76,250	132,673
流動負債合計	1,119,671	2,007,170
負債合計	1,119,671	2,007,170
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	187,068,492	244,257,263
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	20,190,051	22,964,680
(分配準備積立金)	1,611,111	1,367,753
元本等合計	207,258,543	267,221,943
純資産合計	207,258,543	267,221,943
負債純資産合計	208,378,214	269,229,113

## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	前中間計算期間 (自 2021年 8 月 3 日 至 2022年 2 月 2 日)	当中間計算期間 (自 2022年 8 月 3 日 至 2023年 2 月 2 日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	1,915,395	2,217,791
<b>営業収益合計</b>	<b>1,915,395</b>	<b>2,217,791</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	7,538	33,129
委託者報酬	89,688	395,902
その他費用	30,600	134,169
<b>営業費用合計</b>	<b>127,826</b>	<b>563,200</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>2,043,221</b>	<b>2,780,991</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>2,043,221</b>	<b>2,780,991</b>
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>2,043,221</b>	<b>2,780,991</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	273,582	6,270
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>2,136,596</b>	<b>20,190,051</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>11,632,253</b>	<b>9,333,586</b>
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,632,253	9,333,586
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>1,849,918</b>	<b>3,784,236</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,849,918	3,784,236
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>9,602,128</b>	<b>22,964,680</b>

## ( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2022年 8 月 2 日現在)	当中間計算期間末 (2023年 2 月 2 日現在)
1 当該中間計算期間の末日 における受益権総数	187,068,492口	244,257,263口
2 1口当たり純資産額	1.1079円	1.0940円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

## (その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
期首元本額	28,142,783円	187,068,492円
期中追加設定元本額	214,861,957円	92,132,663円
期中一部解約元本額	55,936,248円	34,943,892円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 【ブラックロックLifePathファンド2065】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	7,043,701	9,664,421
親投資信託受益証券	583,202,203	661,591,662
流動資産合計	590,245,904	671,256,083
資産合計	590,245,904	671,256,083
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	561,580	3,081,218
未払受託者報酬	55,013	88,054
未払委託者報酬	650,962	1,045,573
その他未払費用	220,190	352,322
流動負債合計	1,487,745	4,567,167
負債合計	1,487,745	4,567,167
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	533,115,271	611,485,900
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	55,642,888	55,203,016
(分配準備積立金)	5,264,499	4,562,805
元本等合計	588,758,159	666,688,916
純資産合計	588,758,159	666,688,916
負債純資産合計	590,245,904	671,256,083



## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 (自 2021年8月3日 至 2022年2月2日)	当中間計算期間 (自 2022年8月3日 至 2023年2月2日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	4,046,572	7,126,029
<b>営業収益合計</b>	<b>4,046,572</b>	<b>7,126,029</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	23,448	88,054
委託者報酬	278,236	1,045,573
その他費用	95,162	355,960
<b>営業費用合計</b>	<b>396,846</b>	<b>1,489,587</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>4,443,418</b>	<b>8,615,616</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>4,443,418</b>	<b>8,615,616</b>
<b>中間純利益又は中間純損失( )</b>	<b>4,443,418</b>	<b>8,615,616</b>
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	846,952	337,141
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>7,780,053</b>	<b>55,642,888</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>28,899,226</b>	<b>16,493,959</b>
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,899,226	16,493,959
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>5,797,182</b>	<b>8,655,356</b>
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,797,182	8,655,356
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>中間剰余金又は中間欠損金( )</b>	<b>25,591,727</b>	<b>55,203,016</b>

## ( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2022年 8 月 2 日現在)	当中間計算期間末 (2023年 2 月 2 日現在)
1 当中間計算期間の末日 における受益権総数	533,115,271口	611,485,900口
2 1口当たり純資産額	1.1044円	1.0903円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額 同左

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

## (その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	前計算期間末 (2022年8月2日現在)	当中間計算期間末 (2023年2月2日現在)
期首元本額	107,574,784円	533,115,271円
期中追加設定元本額	575,790,265円	160,651,064円
期中一部解約元本額	150,249,778円	82,280,435円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「国内株式インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「新興国株式インデックス・マザーファンド」、「国内リート・インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2023年2月2日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

## 「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	53,322,888
国債証券	35,503,596,230
地方債証券	2,062,460,080
特殊債券	1,956,912,798
社債券	2,282,420,990
未収利息	79,411,708
前払費用	7,228,774
流動資産合計	41,945,353,468
資産合計	41,945,353,468
負債の部	
流動負債	
未払解約金	414,941
流動負債合計	414,941
負債合計	414,941
純資産の部	
元本等	
元本	39,763,475,506
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,181,463,021
元本等合計	41,944,938,527
純資産合計	41,944,938,527
負債純資産合計	41,945,353,468

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	39,763,475,506口
2 1口当たり純資産額	1.0549円

(金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	
(1) 有価証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

## (その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	37,861,785,573円
同中間計算期間中の追加設定元本額	12,823,174,245円
同中間計算期間中の一部解約元本額	10,921,484,312円
同中間計算期間末日の元本額	39,763,475,506円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド	732,715,988円
国内債券インデックス・ファンド(適格機関投資家限定)	5,719,881,742円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	334,583,625円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(適格機関投資家限定)	3,474,553,271円
ブラックロックLifePathファンド2055	371,073,280円
ブラックロックLifePathファンド2045	931,531,903円
ブラックロックLifePathファンド2035	3,417,262,788円
GTAAセレクト・ベガ(適格機関投資家限定)	950,697,925円
GTAAセレクト・ベガ 2019-03(適格機関投資家限定)	815,432,937円
GTAAセレクト・ベガ 2020-06(適格機関投資家限定)	1,072,313,301円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	7,322,999,091円
ブラックロックLifePathファンド2030	3,714,218,714円
ブラックロックLifePathファンド2040	1,827,897,546円
ブラックロックLifePathファンド2050	374,394,591円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(年1回決算型/適格機関投資家限定)	5,604,024,158円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,869,360,332円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3(適格機関投資家限定)	1,022,860,795円
ブラックロックLifePathファンド2060	60,790,930円
ブラックロックLifePathファンド2065	146,882,589円
合計	39,763,475,506円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	62,493,077
金銭信託	167,221,088
国債証券	48,353,369,864
派生商品評価勘定	362,143
未収入金	299,734,797
未収利息	262,099,362
前払費用	102,083,038
流動資産合計	49,247,363,369
資産合計	49,247,363,369
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,468,587
未払金	441,205,206
未払解約金	2,774,309
流動負債合計	446,448,102
負債合計	446,448,102
純資産の部	
元本等	
元本	37,174,498,951
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	11,626,416,316
元本等合計	48,800,915,267
純資産合計	48,800,915,267
負債純資産合計	49,247,363,369

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

## 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	37,174,498,951口
2 1口当たり純資産額	1.3128円



## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額  
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
  - (1) 有価証券  
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
  - (2) デリバティブ取引  
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
  - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務  
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明  
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額  
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

## 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	19,658,308,197円
同中間計算期間中の追加設定元本額	20,294,445,765円
同中間計算期間中の一部解約元本額	2,778,255,011円
同中間計算期間末日の元本額	37,174,498,951円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国債券VA(適格機関投資家専用)	2,274,282,448円
iシェアーズ先進国債券インデックス・ファンド	473,047,477円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	458,997,017円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(適格機関投資家限定)	10,362,266,761円
ブラックロックLifePathファンド2055	193,572,550円
ブラックロックLifePathファンド2045	251,868,236円
ブラックロックLifePathファンド2035	539,635,193円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,559,618,447円
ブラックロックLifePathファンド2030	473,103,338円
ブラックロックLifePathファンド2040	365,896,746円
ブラックロックLifePathファンド2050	143,781,779円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(年1回決算型/適格機関投資家限定)	16,713,908,315円
ブラックロックLifePathファンド2025	202,919,175円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3(適格機関投資家限定)	3,050,511,490円
ブラックロックLifePathファンド2060	32,345,520円
ブラックロックLifePathファンド2065	78,744,459円
合計	37,174,498,951円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

区分	種類	(2023年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	24,443,696		24,082,449	361,247
	オーストラリアドル	10,695,090		10,694,194	896
	ユーロ	36,224,263		36,248,630	24,367
	買建				
	中国元	185,379,573		183,227,117	2,152,456
	イギリスポンド	24,795,671		24,503,907	291,764
	合計	281,538,293		278,756,297	2,106,444

## (注1) 時価の算定方法

## 為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

## (注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 「国内株式インデックス・マザーファンド」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,165,567,723
投資信託受益証券	15,494,814,180
派生商品評価勘定	34,220,900
差入委託証拠金	56,372,999
流動資産合計	16,750,975,802
資産合計	16,750,975,802
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,651,105
前受金	26,098,211
未払解約金	20,428,067
流動負債合計	51,177,383
負債合計	51,177,383
純資産の部	
元本等	
元本	7,262,246,982
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	9,437,551,437
元本等合計	16,699,798,419
純資産合計	16,699,798,419
負債純資産合計	16,750,975,802

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

## 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	7,262,246,982口
2 1口当たり純資産額	2.2995円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)

- |  |
|--|
| (2023年2月2日現在)  |
| 1 貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。  |
| 2 時価の算定方法<br>(1) 有価証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。<br>(2) デリバティブ取引<br>デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。<br>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明<br>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。                       |
| 4 金銭債権の計算日後の償還予定額<br>金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。  |

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

## 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	7,252,259,866円
同中間計算期間中の追加設定元本額	1,719,781,849円
同中間計算期間中の一部解約元本額	1,709,794,733円
同中間計算期間末日の元本額	7,262,246,982円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内株式インデックス・ファンド	1,901,823,321円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	713,695,768円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	946,719,276円
ブラックロックLifePathファンド2055	176,158,975円
ブラックロックLifePathファンド2045	229,744,352円
ブラックロックLifePathファンド2035	440,646,019円
ブラックロックLifePathファンド2030	356,247,423円
ブラックロックLifePathファンド2040	315,512,513円
ブラックロックLifePathファンド2050	134,604,325円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型 / 適格機関投資家限定）	1,525,645,234円
ブラックロックLifePathファンド2025	136,783,587円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	278,672,217円
ブラックロックLifePathファンド2060	29,991,632円
ブラックロックLifePathファンド2065	76,002,340円
合計	7,262,246,982円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 株式関連

区分	種類	(2023年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,167,348,789		1,196,943,000	29,594,211
合計		1,167,348,789		1,196,943,000	29,594,211

(注1) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。



## 「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	46,480,182
金銭信託	42,541,556
投資信託受益証券	28,456,628,851
流動資産合計	28,545,650,589
資産合計	28,545,650,589
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,585,231
流動負債合計	1,585,231
負債合計	1,585,231
純資産の部	
元本等	
元本	9,591,377,317
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	18,952,688,041
元本等合計	28,544,065,358
純資産合計	28,544,065,358
負債純資産合計	28,545,650,589

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

## 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

## (1) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## (2) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

## 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	9,591,377,317口
2 1口当たり純資産額	2.9760円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法
(1)	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

## 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	7,921,762,714円
同中間計算期間中の追加設定元本額	4,105,249,961円
同中間計算期間中の一部解約元本額	2,435,635,358円
同中間計算期間末日の元本額	9,591,377,317円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
JDFインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)	54,963,696円
iシェアーズ先進国株式インデックス・ファンド	939,531,740円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	989,853,159円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(適格機関投資家限定)	1,781,128,151円
ブラックロックLifePathファンド2055	117,402,141円
ブラックロックLifePathファンド2045	152,419,952円
ブラックロックLifePathファンド2035	297,621,846円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1,162,801,794円
ブラックロックLifePathファンド2030	249,662,858円
ブラックロックLifePathファンド2040	209,389,711円
ブラックロックLifePathファンド2050	90,113,787円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(年1回決算型/適格機関投資家限定)	2,862,891,970円
ブラックロックLifePathファンド2025	88,805,819円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3(適格機関投資家限定)	524,284,324円
ブラックロックLifePathファンド2060	20,247,618円
ブラックロックLifePathファンド2065	50,258,751円
合計	9,591,377,317円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 「新興国株式インデックス・マザーファンド」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,971,605
金銭信託	6,081,329
投資信託受益証券	2,196,698,859
流動資産合計	2,204,751,793
資産合計	2,204,751,793
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,082,019
流動負債合計	6,082,019
負債合計	6,082,019
純資産の部	
元本等	
元本	1,208,635,629
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	990,034,145
元本等合計	2,198,669,774
純資産合計	2,198,669,774
負債純資産合計	2,204,751,793

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

## 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

## (1) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## (2) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,208,635,629口
2 1口当たり純資産額	1.8191円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法
(1)	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

## 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	900,875,446円
同中間計算期間中の追加設定元本額	366,529,302円
同中間計算期間中の一部解約元本額	58,769,119円
同中間計算期間末日の元本額	1,208,635,629円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 新興国株式インデックス・ファンド	666,869,594円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	222,546,061円
ブラックロックLifePathファンド2055	26,763,559円
ブラックロックLifePathファンド2045	37,110,973円
ブラックロックLifePathファンド2035	73,934,420円
ブラックロックLifePathファンド2030	68,193,208円
ブラックロックLifePathファンド2040	50,996,855円
ブラックロックLifePathファンド2050	20,746,829円
ブラックロックLifePathファンド2025	25,161,758円
ブラックロックLifePathファンド2060	4,612,731円
ブラックロックLifePathファンド2065	11,699,641円
合計	1,208,635,629円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。



## 「国内リート・インデックス・マザーファンド」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	61,829,600
投資証券	3,298,877,300
派生商品評価勘定	135,380
未収配当金	34,693,876
前払金	1,188,318
差入委託証拠金	5,382,000
流動資産合計	3,402,106,474
資産合計	3,402,106,474
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,514,398
未払解約金	2,881,707
流動負債合計	4,396,105
負債合計	4,396,105
純資産の部	
元本等	
元本	1,963,939,191
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,433,771,178
元本等合計	3,397,710,369
純資産合計	3,397,710,369
負債純資産合計	3,402,106,474

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

## 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,963,939,191口
2 1口当たり純資産額	1.7300円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法
(1)	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)	デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
(3)	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則（令和3年9月24日改正内閣府令第61号）第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

## 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	2,480,283,048円
同中間計算期間中の追加設定元本額	377,088,355円
同中間計算期間中の一部解約元本額	893,432,212円
同中間計算期間末日の元本額	1,963,939,191円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロックおまかせバランス投信	934,924円
iシェアーズ 国内リートインデックス・ファンド	693,746,311円
国内リートインデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	1,005,958,823円
ブラックロック・インデックス投資戦略ファンド	233,626,277円
ブラックロックLifePathファンド2055	10,099,055円
ブラックロックLifePathファンド2045	5,954,312円
ブラックロックLifePathファンド2040	422,226円
ブラックロックLifePathファンド2050	6,814,329円
ブラックロックLifePathファンド2060	1,871,329円
ブラックロックLifePathファンド2065	4,511,605円
合計	1,963,939,191円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。

## 3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

投資証券関連

区分	種類	(2023年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	84,908,318		83,559,000	1,349,318
合計		84,908,318		83,559,000	1,349,318

(注1) 時価の算定方法

(1) 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

## (1) 貸借対照表

項目	(2023年2月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	31,076,898
金銭信託	10,932,922
株式	10,275,331
投資信託受益証券	465,134
投資証券	2,398,598,490
派生商品評価勘定	3,185,515
未収入金	51,819
未収配当金	2,653,420
差入委託証拠金	515,285
流動資産合計	2,457,754,814
資産合計	2,457,754,814
負債の部	
流動負債	
未払解約金	362,500
流動負債合計	362,500
負債合計	362,500
純資産の部	
元本等	
元本	1,159,250,703
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,298,141,611
元本等合計	2,457,392,314
純資産合計	2,457,392,314
負債純資産合計	2,457,754,814

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

株式、投資信託受益証券及び投資証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

## (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

## (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

## (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

## 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

## (1) 為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

## (2) 不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

## 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2023年2月2日現在)
1 当該計算日における受益権総数	1,159,250,703口
2 1口当たり純資産額	2.1198円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

(2023年2月2日現在)	
1	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2	時価の算定方法
(1)	有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)	デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
(3)	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4	金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

## 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第4条第5項に従い、記載を省略しております。

(その他の注記)

## 1 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び

計算日における元本の内訳

(2023年2月2日現在)	
同中間計算期間の期首元本額	1,040,244,962円
同中間計算期間中の追加設定元本額	173,533,442円
同中間計算期間中の一部解約元本額	54,527,701円
同中間計算期間末日の元本額	1,159,250,703円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 先進国リートインデックス・ファンド	333,320,805円
ブラックロックLifePathファンド2055	54,378,988円
ブラックロックLifePathファンド2045	54,678,157円
ブラックロックLifePathファンド2035	35,764,027円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	553,208,696円
ブラックロックLifePathファンド2040	56,559,223円
ブラックロックLifePathファンド2050	38,522,252円
ブラックロックLifePathファンド2060	9,304,931円
ブラックロックLifePathファンド2065	23,513,624円
合計	1,159,250,703円

## 2 有価証券関係

該当事項はありません。



## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 投資証券関連

区分	種類	(2023年2月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	38,772,305		41,957,820	3,185,515
合計		38,772,305		41,957,820	3,185,515

(注1) 時価の算定方法

(1)不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2)不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3)契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

#### 4【委託会社等の概況】

##### （１）【資本金の額】

###### （1）資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

##### （２）【事業の内容及び営業の状況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2023年1月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	185	10,171,042
単位型株式投資信託	72	446,478
合計	257	10,617,519

##### （３）【その他】

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実に関する事項  
該当事項はありません。

## 5【委託会社等の経理状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(自2022年1月1日 至2022年12月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### 3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第35期 (2021年12月31日現在)	第36期 (2022年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	17,813	18,002
立替金	16	50
前払費用	223	260
未収入金	2 527	2
未収委託者報酬	2,017	1,751
未収運用受託報酬	2,244	2,880
未収収益	2 981	570
その他流動資産	2	-
流動資産計	23,827	23,520
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1 789	744
器具備品	1 575	553
有形固定資産計	1,364	1,297
無形固定資産		
ソフトウェア	10	12
無形固定資産計	10	12
投資その他の資産		
投資有価証券	50	39
長期差入保証金	1,118	1,125
前払年金費用	1,001	1,084
長期前払費用	12	9
繰延税金資産	889	898
投資その他の資産計	3,072	3,156
固定資産計	4,448	4,465
資産合計	28,275	27,986

	第35期 (2021年12月31日現在)	第36期 (2022年12月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	143	143
未払金	2	
未払収益分配金	4	4
未払償還金	70	70
未払手数料	459	421
その他未払金	2,991	1,995
未払費用	2	
未払消費税等	272	172
未払法人税等	402	384
為替予約	-	4
前受金	166	276
賞与引当金	2,156	1,778
役員賞与引当金	203	149
早期退職慰労引当金	-	326
流動負債計	7,630	6,355
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	82	92
資産除去債務	784	961
固定負債計	866	1,053
負債合計	8,497	7,409
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,470	10,276
利益剰余金合計	9,807	10,612
株主資本合計	19,775	20,580
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	3	3
評価・換算差額等合計	3	3
純資産合計	19,778	20,576
負債・純資産合計	28,275	27,986

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

		第35期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,653	6,484
運用受託報酬	1	8,355	8,687
その他営業収益	1	14,536	16,110
営業収益計		29,546	31,281
営業費用			
支払手数料		1,534	1,551
広告宣伝費		170	188
調査費			
調査費		298	360
委託調査費	1	4,326	4,677
調査費計		4,625	5,037
委託計算費		94	106
営業雑経費			
通信費		51	86
印刷費		95	87
諸会費		39	47
営業雑経費計		187	222
営業費用計		6,611	7,106
一般管理費			
給料			
役員報酬		579	915
給料・手当		5,106	5,934
賞与		2,616	2,360
給料計		8,302	9,209
退職給付費用		352	463
福利厚生費		1,073	1,109
事務委託費	1	3,360	3,699
交際費		11	34
寄付金		-	1
旅費交通費		24	123
租税公課		260	285
不動産賃借料		902	901
水道光熱費		53	76
固定資産減価償却費		426	441
資産除去債務利息費用		0	0
事務過誤取引損		519	3
諸経費		348	431
一般管理費計		15,638	16,782
営業利益		7,296	7,392

	第35期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
営業外収益		
為替差益	102	53
その他	1	3
営業外収益計	103	57
営業外費用		
有価証券売却損	-	2
固定資産除却損	0	-
その他	-	0
営業外費用計	0	2
経常利益	7,398	7,448
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	0	362
特別損失計	0	362
税引前当期純利益	7,398	7,085
法人税、住民税及び事業税	2,415	2,485
法人税等調整額	0	5
当期純利益	4,984	4,605

## (3)【株主資本等変動計算書】

第35期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2021年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,386	10,723	20,691	3	3	20,694
当期変動額											
剰余金の配当						5,900	5,900	5,900			5,900
当期純利益						4,984	4,984	4,984			4,984
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	915	915	915	0	0	915
2021年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775	3	3	19,778

第36期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2022年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775	3	3	19,778
当期変動額											
剰余金の配当						3,800	3,800	3,800			3,800
当期純利益						4,605	4,605	4,605			4,605
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									7	7	7
当期変動額合計	-	-	-	-	-	805	805	805	7	7	798
2022年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580	3	3	20,576



## 注 記 事 項

## 【重要な会計方針】

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## 有価証券

## その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

## 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却方法

## (1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

## (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金の計上方法

## 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

## 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

## 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

## (3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- (4) 役員賞与引当金の計上方法  
役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (5) 早期退職慰労引当金の計上方法  
早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 収益及び費用の計上基準  
当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益および成功報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- 委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。
- 運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。
- その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。
- 成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。
7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 連結納税制度の適用  
親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
- (2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

**(会計方針の変更)****(収益認識に関する会計基準等の適用)**

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前会計期間に係る「注記事項(収益認識関係)」については記載していません。

**(時価の算定に関する会計基準等の適用)**

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前会計期間に係るものについては記載していません。

**(未適用の会計基準等)**

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会)

**(1) 概要**

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱を明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

**(2) 適用予定日**

2023年12月期の期首より適用予定であります。

**(3) 当該会計基準等の適用による影響**

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

**(貸借対照表関係)**

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
建物附属設備	2,246 百万円	2,488 百万円
器具備品	1,470 百万円	1,662 百万円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
未収入金	524 百万円	- 百万円
未収収益	377 百万円	186 百万円
その他未払金	1,940 百万円	1,982 百万円
未払費用	112 百万円	55 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

**(損益計算書関係)**

## 1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
運用受託報酬	249 百万円	224 百万円
その他営業収益	6,036 百万円	6,692 百万円
委託調査費	1,178 百万円	1,869 百万円
事務委託費	1,204 百万円	1,351 百万円

**(株主資本等変動計算書関係)**

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式(株)	15,000	-	-	15,000

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 株主総会決議	普通株式	5,900	393,333	2020年12月31日	2021年3月30日

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,000	-	-	15,000

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月31日 株主総会決議	普通株式	3,800	253,333	2021年12月31日	2022年3月31日

**（リース取引関係）**

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	(自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
1年以内	835 百万円	726 百万円
1年超	-	1,938 百万円
合計	835 百万円	2,665 百万円

(注) 前事業年度における未経過リース料には、解約損害金が含まれております。

**（金融商品関係）**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	17,813	17,813	-
(2) 未収委託者報酬	2,017	2,017	-
(3) 未収運用受託報酬	2,244	2,244	-
(4) 未収収益	981	981	-
(5) 未収入金	527	527	-
(6) 長期差入保証金	1,118	1,119	0
資産計	24,703	24,704	0
(1) 未払手数料	459	459	-
(2) 未払費用	760	760	-
(3) その他未払金	2,991	2,991	-
負債計	4,210	4,210	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益及び(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (6) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負債

## (1) 未払手数料、(2) 未払費用及び(3) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	17,813	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	2,017	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,244	-	-	-
(4) 未収収益	981	-	-	-
(5) 未収入金	527	-	-	-
合計	23,584	-	-	-

当事業年度(2022年12月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	1,125	1,077	47

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

## (注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度(2022年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,002	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,751	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,880	-	-	-
(4) 未収収益	570	-	-	-
(5) 未収入金	2	-	-	-
合計	23,209	-	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

当事業年度(2022年12月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	1,077	-	1,077

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。



**（退職給付関係）**

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、から の三つの制度を有しています。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,149
勤務費用	322
利息費用	20
数理計算上の差異の発生額	188
退職給付の支払額	94
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2,588

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
年金資産の期首残高	3,313
期待運用収益	9
数理計算上の差異の発生額	17
事業主からの拠出額	359
退職給付の支払額	94
年金資産の期末残高	3,606

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,505
年金資産	3,606
	1,100
非積立型制度の退職給付債務	82
未積立退職給付債務	1,018
未認識数理計算上の差異	65
未認識過去勤務費用	33
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919
退職給付引当金	82
前払年金費用	1,001
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
勤務費用	322
利息費用	20
期待運用収益	9
数理計算上の差異の費用処理額	59
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	270
特別退職金	0
合計	270

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式13%及びその他1%となっております。

## 長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	0.3%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、80百万円 でありました。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、から の三つの制度を有しています。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,588
勤務費用	392
利息費用	17
数理計算上の差異の発生額	78
退職給付の支払額	116
過去勤務費用の発生額	0
退職給付債務の期末残高	2,803

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
年金資産の期首残高	3,606
期待運用収益	3
数理計算上の差異の発生額	573
事業主からの拠出額	448
退職給付の支払額	116
年金資産の期末残高	3,368

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位:百万円)

	当事業年度 (2022年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,710
年金資産	3,368
	657
非積立型制度の退職給付債務	92
未積立退職給付債務	565
未認識数理計算上の差異	455
未認識過去勤務費用	29
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	991
退職給付引当金	92
前払年金費用	1,084
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	991

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
勤務費用	392
利息費用	17
期待運用収益	3
数理計算上の差異の費用処理額	27
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	375
特別退職金	362
合計	738

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

## (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2022年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
割引率	1.3%
長期期待運用収益率	0.1%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円 でありました。

**（税効果会計関係）**

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	161	140
賞与引当金	660	544
資産除去債務	240	294
未払事業税	89	83
早期退職慰労引当金	-	99
退職給付引当金	25	28
有形固定資産	1	0
その他	78	121
繰延税金資産合計	1,257	1,312
繰延税金負債		
退職給付引当金	306	331
資産除去債務に対応する除去費用	59	82
その他	1	-
繰延税金負債合計	367	414
繰延税金資産の純額	889	898

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	（単位：百万円）	
	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	889	898

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
	法定実効税率	30.6 %
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	3.9
その他	0.0	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6 %	35.0 %

**（資産除去債務関係）**

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

当事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
期首残高	783	784
見積りの変更による増加額	-	176
時の経過による調整額	0	0
期末残高	784	961

**（収益認識関係）**

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
委託者報酬	6,484 百万円
運用受託報酬	7,644 百万円
成功報酬（注）	1,042 百万円
その他営業収益	16,110 百万円
合計	31,281 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

**(セグメント情報等)**

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,653	8,355	14,536	29,546

## (2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
14,396	13,081	2,067	29,546

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,285	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,259	投資運用業

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。



当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	6,484	8,687	16,110	31,281

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	北米	その他	合計
14,721	13,745	2,813	31,281

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位:百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,917	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,287	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	249	未収収益	377
							受入手数料	6,036	未収入金	524
							委託調査費	1,178	未払費用	112
							事務委託費	1,204		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1,940	その他未払金	1,940

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	224	未収収益	186
							受入手数料	6,692		
							委託調査費	1,869	未払費用	55
							事務委託費	1,351		
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	連結法人税の 個別帰属額	1,982	その他未払金	1,982

## (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	4,259	未収収益	321
							委託調査費	282		
							事務委託費	20		

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	4,287	未収収益	180
							委託調査費	35		
							事務委託費	12		

## (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

## (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	1,318,566 円 41 銭	1,371,780 円 88 銭
1株当たり当期純利益金額	332,267 円 26 銭	307,029 円 07 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
当期純利益 (百万円)	4,984	4,605
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,984	4,605
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

## 独立監査人の監査報告書

2023年 2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 龍也

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年4月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2025の2022年8月3日から2023年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2025の2023年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年8月3日から2023年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年4月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2030の2022年8月3日から2023年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2030の2023年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年8月3日から2023年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論



付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年4月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2035の2022年8月3日から2023年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2035の2023年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年8月3日から2023年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年4月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2040の2022年8月3日から2023年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2040の2023年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年8月3日から2023年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年4月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2045の2022年8月3日から2023年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2045の2023年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年8月3日から2023年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年4月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2050の2022年8月3日から2023年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2050の2023年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年8月3日から2023年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論



付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年4月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2055の2022年8月3日から2023年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2055の2023年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年8月3日から2023年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年4月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2060の2022年8月3日から2023年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2060の2023年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年8月3日から2023年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年4月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロックLifePathファンド2065の2022年8月3日から2023年2月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロックLifePathファンド2065の2023年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年8月3日から2023年2月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。